

令和6年4月24日

障害児通所支援事業所 関係者各位

小郡市市民福祉部福祉課  
(障がい者福祉係)

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける  
個別サポート加算（Ⅰ）の見直しに伴う対応について

日頃より本市福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年4月より重度障害児への支援を充実させる観点から障害児通所支援に係る児童発達支援及び放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の要件が見直されました。

つきましては、小郡市で確認できる情報を基に、個別サポート加算（Ⅰ）の対象か判定し、内容が変更になる方に対して令和6年4月24日に受給者証を発送いたしました。

なお、今回送付した受給者証には個別サポート加算（Ⅰ）に関する日付が記載されていませんが令和6年4月1日に遡って適用としております。

また、4月提供分の国保連へのデータ送信については、市の期限が5月7日、事業所の期限が5月10日となっていますので、お手数ですが、受給者証を確認した上での対応をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

●令和6年4月からの請求の取扱い

未就学児が利用する児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）の新たな対象者は、重症心身障害児または、身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（A1、A2またはA3）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している児童です。

該当しない場合は児童発達支援基本決定のみが記載されます。

児童発達支援「個別サポート加算（Ⅰ）」廃止コード：610924、新規コード：610926

また、小学生以上が利用する放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の対象者は次の2種類となります。

① 「著しく重度の障害児」：障害児概況調査票の食事・排せつ・入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする方。

⇒「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」

② 「ケアニーズの高い障害児」：放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標で13点以上の方。⇒「個別サポート加算（Ⅰ）」

どちらにも該当しない場合は放課後等デイサービス基本決定のみが記載されます。

放課後等デイサービス「個別サポート加算（Ⅰ）」：630924

「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」：630929（新規）

小郡市役所 市民福祉部福祉課 障がい者福祉係 牛嶋  
〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1  
TEL：0942-72-2111（内線 442）  
FAX：0942-73-2555